

あわじ石の寝屋緑地 管理水準書

令和8年7月

兵庫県まちづくり部公園緑地課

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所

目 次

公園の概要	1
I 管理方針	2
1. 施設管理方針	2
2. 運営管理方針	2
3. 「兵庫県都市公園の整備・管理運営基本計画」	2
4. 「兵庫県立都市公園リノベーション計画」	2
5. 「県立都市公園のあり方検討会」	3
II 公園管理事業	4
II-1 維持管理	4
1. 植物管理	4
2. 施設管理	7
3. 占用施設の取扱い	9
4. 清掃	10
II-2 運営管理	12
1. 管理体制	12
2. 安全巡視	12
3. 利用の指導	12
4. 利用の許可	12
5. 利用促進事業及び住民参画の取り組み	13
II-3 緊急時の対応	15
1. 災害・事故への対応	15
2. 警備	16
3. 損害保険への加入	16
III その他	17
1. 県への報告	17
2. 県への損害賠償	17
3. 指定管理業務以外の業務	18

あわじ石の寝屋緑地 管理水準書

公園の概要

公 園 名：あわじ石の寝屋緑地 （都市緑地）

所 在 地：淡路市岩屋

面 積：約 37.5ha（全体計画 約 75.4ha）

概 要：

あわじ石の寝屋緑地は、明石海峡を望む丘陵地に位置する都市緑地で、明石海峡周辺の美しい景観及び自然環境を保全するとともに、県民が淡路島の豊かな自然に触れ合えるレクリエーションの場として、展望台、周回園路、芝生広場等を整備している。

平成 27 年の供用開始後、貴重な動植物の生息・生育の場である当緑地の自然環境のもと、環境学習等の場として活用されている。また、「日本書紀」の海人（あま）の男狭磯（おさし）伝説を今に伝える石の寝屋古墳群を有している。

主要施設：資料編参照

利用状況：

年間利用者数：約 1.3 万人（令和 7 年度実績）

ハイキングや散歩を目的とした来園者が多い傾向にある。

I 管理方針

1. 施設管理方針

本緑地は、明石海峡を望む淡路島北端の丘陵地に位置しており、明石海峡大橋及び淡路縦貫道の開通に伴い、大橋周辺地域における無秩序な開発を抑制し、大阪湾を取り巻く緑のネットワークの一環を担う都市緑地である。

施設や設備については、利用者が快適にかつ安全に利用できるよう、常に清潔に保ち、機能を正常に保持するため、適正な管理と保守点検を実施すること。

また、芝生広場のコンディションや自然地形を活かした園路を維持しつつ、利用者の安全性確保に留意すること。

2. 運営管理方針

本緑地の資源である「淡路島らしい生物相を残す貴重な自然環境」、「北淡路地域の立地特性や歴史・文化を伝える歴史・文化資源」、「北淡路地域の里地里山の人の暮らしの痕跡」を保全・活用し、県民のレクリエーションや健康増進、環境学習、地域学習、歴史・文化学習及び市民ボランティア活動等を活かした利用促進及び活性化を目指した運営管理を行うこと。

現在、本緑地内では、絶滅危惧種の猛禽類サシバ（絶滅危惧Ⅱ類VU（レッドリスト）、兵庫県版RDB：Bランク）の営巣、その他貴重種の生息・生育の確認を受け、これらを活かした良好な環境学習の場を学校等との連携のもと、提供している。また、近隣の淡路島公園と連携して当緑地の豊かな自然環境を背景としたウォークラリーなどのイベントも開催している。これら利活用プログラムの継続的な実施を期待するとともに、今後は、地域の人や暮らしに根付いていた里地里山の魅力を伝えるための人材育成も期待される。

3. 「兵庫県都市公園の整備・管理運営基本計画」

兵庫県では「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画（ひょうごパークマネジメントプラン）」に基づき県立都市公園の管理運営等を行っている。

この基本計画は令和8年3月に改定しているので、内容をご理解いただき、その目的がより高い水準で達成できる管理運営を期待している。「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」は兵庫県のホームページに掲載している。

HPアドレス：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/parkplan.html>

4. 「兵庫県立都市公園リノベーション計画」

指定管理者は、「兵庫県立都市公園リノベーション計画」（R8.3）を踏まえた整備・管理運営を行うこと。

HPアドレス：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/03park-renovation.html>

将来像	施策方針	施策
誰もが自分らしく生き生きと過ごせ、人や地域がつながる公園	1 県民にとってより身近な公園	(1) 心身の健康の増進
		(2) こどもの健やかな成長の促進
		(3) 安全・安心な場としての充実
	2 誰もが自分らしく過ごせる公園	(4) 多様な過ごし方の実現
		(5) 誰もが快適に利用できる環境づくり
	3 地域のつながりを育む公園	(6) 地域連携の推進と地域文化の保全
	4 自然環境を次世代へつなぐ公園	(7) 生物多様性確保の推進
		(8) 気候変動への対応の推進
	5 持続可能なパークマネジメントの推進	(9) 老朽化対策や改修の計画的な推進
		(10) 持続可能な管理運営の推進

5. 「県立都市公園のあり方検討会」

令和4年度に上記部会を開催し、自然環境保全のあり方や園内の樹木伐採等を実施する際のルール、公園の活性化の方策や施設整備改修の際のルールを定めている。指定管理者は「県立都市公園のあり方検討会」提言を踏まえて、公園の整備・管理運営を進めること。 HP アドレス：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/04arikata.html>

Ⅱ 公園管理事業

Ⅱ-1 維持管理

以下、管理頻度等については標準値を示す。

1. 植物管理

第1節 樹木管理

公園利用者の安全と快適性の確保や周辺交通への安全確保、隣接地への影響を考慮して、剪定・枝下ろし・故損木の処理・害虫防除等の適切な管理を行うこと。なお、樹木点検については、国土交通省「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（令和8年3月改訂）に準じて行うこと。

1.1 管理対象範囲

公園全体の樹木を対象とする。資料編（自然樹林管理図、高木管理図）を参照すること。

1.2 自然樹林管理

(1) 伐採・間伐

公園の大部分を占める自然樹林については、風倒、腐朽等の危険木処理等を行うこと。特に、園内北側の竹林については、定期的な間伐等の実施により、適切に維持すること。また、園路沿い等利用の多い箇所については、間伐等を適宜行い、良好な樹林環境を確保すること。

・適用範囲：250,000m²

（資料編「自然樹林管理図」参照）

(2) 枯損木処理

枯損木処理にあたっては、周辺樹木、施設、工作物等を損傷しないよう、また利用者の安全確保も十分考慮し注意深く行う。

・適用範囲：350,000m²

（資料編「自然樹林管理図」参照）

1.3 高木剪定

高木剪定は、自然樹形を生かすことを基本とし、樹木の健全な生育、園内景観の形成及び利用者の安全確保を目的として行うこと。

(1) 適用範囲：高木 2本（ケヤキ）

（資料編「高木管理図」に示す高木参照）

(2) 頻 度：適宜

(3) 高木剪定における留意事項

- ① 樹木管理については、樹木の日常点検を行い、倒木、枝折れ等を未然に防ぎ、公園利用者の安全を確保する。

- ② 園路沿い等利用の多い箇所については、間伐等を適宜行い、良好な樹林環境を確保すること。また、道路等、隣接部において周辺交通に対して影響のある樹木については、日常点検を行い、道路構造令等に表示される建築限界等を侵さないよう剪定等の管理を行う。また、周辺交通管理者から要請があった場合は、速やかに対応する。
- ③ 上記①～②の剪定に関しては、樹形を損なうような強剪定を行うことなく、公園樹木としての美観・樹形に配慮し、適切な剪定を行う。
- ④ 剪定枝は、チップ化利用など適切に処分する。

1.4 中低木剪定

中低木の植樹目的に応じ、適切に管理を実施すること。花木は、園内景観の形成において重要であり、樹種に応じた適切な剪定を行う。生垣については、その設置目的に応じて、剪定を行う。また、利用者の安全確保の観点から管理を行うこと。

(1) 適用範囲：中低木約 350 本（アベリア（森の広場内））

(2) 頻 度：適宜

(3) 中低木剪定における留意事項

- ① 樹木の特性に応じ、適切な管理を行う。特に、花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意する。また、利用者の安全確保の観点から管理を行うこと。
- ② 機械刈りを行う場合は、必要に応じて刈込み後に刈込みバサミ等により切返し剪定を行い、樹冠を整えると同時に鋭角的な切り口を残さないなど刈後の安全に配慮する。
- ③ 刈取った枝葉はチップ化利用など適切に処分する。

1.5 施 肥

育成に必要な養分の補給となる元肥、樹木の生長に必要な養分を施すほか、開花後の樹勢回復のため、必要があれば適宜追肥を施すこと。

(1) 適用範囲：高木 2 本（ケヤキ）、中低木約 350 本（アベリア（森の広場内））

（資料編「高木管理図」参照）

(2) 頻 度：適宜

(3) 施肥実施における留意事項

樹木の特性、生育状態に応じ、適切な方法、時期、肥料の種類により施肥を行うこと。

1.6 病虫害防除

日常の巡視において病虫害の早期発見に努め農薬の使用は極力控える。病虫害の発生場所、発生規模によりスポット的な散布により早急に対応する。

また、クビアカツヤカミキリの発生を確認した場合は、県と協議の上、必要な措置を講じること。

(1) 適用範囲：高木 2 本（ケヤキ）（資料編「高木管理図」参照）

- (2) 頻 度：発生状況により適宜行う。
- (3) 薬剤散布に関する留意事項
 - ① 薬剤の使用に関しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカーで定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。
 - ② 薬剤の種類は、状況に応じて決定する。
 - ③ 事前に来園者に広報を行う。作業は来園者の少ない時間帯に行い、作業後は看板や張り紙等を設置し来園者に注意を喚起する。
 - ④ 散布に際しては、周囲の対象植物以外のものにかからないよう十分注意して行う。

第2節 芝生管理

森の広場の芝生地について、利用状況、設置目的、利用特性を勘案し、芝刈り、施肥、エアレーション、目土かけ、灌水、養生等の作業を適切に行い管理する。

2.1 適用範囲

- (1) 適用範囲：資料編「芝地草地管理図」参照
- (2) 対象面積：森の広場 3,850 m²、エントランス 150 m²
- (3) 頻 度：
 - ① 芝 刈：適宜
 - ② 芝 施 肥：適宜
 - ③ エアレーション：適宜
 - ④ 目土掛け：適宜

2.2 芝生管理における留意事項

- (1) 芝刈り作業を行う際は、十分に安全確保を行う。
- (2) 樹木の根際、柵類の周辺など機械刈りに適さない箇所は適宜、手刈りとする。
- (3) 施肥については肥料やけを起こさぬよう配慮する。
- (4) 芝カス、エアレーションコア等は、快適な公園利用に支障を及ぼさないよう適切な処理を行う。
- (5) 目土は、植物片、ガレキなどの混入が無いものを使用する。必要に応じてふるい分けした目土用土を使用する。

第3節 草地管理

景観的配慮、利用状況を踏まえ快適な公園環境を維持すべく、適切に草地管理を行うこと。

3.1 適用範囲

資料編「芝地草地管理図参照」

3.2 頻 度

機械除草 26,900 m² 適宜

3.3 留意事項

- (1) 樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込むとともに、植込地、構造物周辺等については、必要に応じて人力抜根除草により対応すること。
- (2) 樹木、株物、施設等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。また、それらにからんでいるツル性雑草もきれいに除去する。
- (3) 刈草、刈跡は快適な公園利用に支障を及ぼさないよう適切な処理を行う。
- (4) 作業を行う際は、十分に利用者の安全確保を行う。

2. 施設管理

公園施設については、利用者が安心して快適かつ楽しく公園を利用できるよう、常時良好な状態を維持すること。

このため、以下に示す施設毎に、主として目視による日常点検に加え、法定点検や施設の性能維持を目的とした定期点検を実施する。

実施にあたっては、具体的な「公園施設の点検表」を指定管理者において作成し、管理を行うとともに、点検結果や修繕履歴の整理、記録保存を行うこと。

第1節 日常点検

職員などが日常的に行う点検であり、主として、目視・触診、必要に応じて打診・聴診等を行い、施設の変状や異常の有無を調べること。

1.1 対象範囲（公園全域の施設を対象とする）

- (1) 建築物（管理事務所（淡路島公園内）、便所、倉庫）
- (2) 樹木（中高木）
- (3) 工作物（展望台（海峡展望台、見上げる展望台、空中展望台、展望デッキ）、四阿、水飲み場、ベンチ、柵類、案内板等、公園全域の工作物）
- (4) 雨水排水設備（雨水・排水管等、公園全域の雨水排水施設）
- (5) 給水設備（給水管等、公園全域の給水設備施設）
- (6) 電気設備（公園全域の電気設備施設）
- (7) その他上記に記載のない施設、設備

1.2 頻度

1回以上/日

1.3 留意事項

- (1) 点検の範囲や頻度に応じた点検表に基づき、点検を実施すること。
- (2) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

(3) 樹木については、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」に準じて行うこと。

また、来園者の利用が多い箇所（園路沿い等）を中心に、巡視による倒伏、落枝等の点検を行うこと。

第2節 定期点検

専門技術を有する者が目視・触診や打診・聴診により、または、用具・測定器具を使用し、施設の作動、損耗状況、変形等の異常について調べ、劣化判定及び診断を行うこと。

2.1 対象範囲

- (1) 建築物（管理事務所（淡路島公園内）、便所、倉庫）
- (2) 樹木（中高木）
- (3) 工作物（展望台（海峡展望台、見上げる展望台、空中展望台、展望デッキ）四阿、水飲み場、ベンチ、柵類、案内板等、公園全域の工作物）
- (4) 雨水排水設備
- (5) 給水設備（給水管等、公園全域の給水設備施設）
- (6) 電気設備（公園全域の電気設備施設）
- (7) その他上記に記載のない施設、設備

2.2 頻 度

2回以上/年（ただし、樹木、雨水排水設備、給水設備については、1回以上/年）

2.3 留意事項

- (1) 樹木については、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」に準じて行うこと。
- (2) 点検の範囲や頻度に応じた点検表に基づき、点検を実施すること。
- (3) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第3節 法定点検

法令等に基づき、義務づけられている定期的な検査等

3.1 対象法令

- (1) 建築基準法
- (2) 電気事業法
- (3) 消防法
- (4) 水道法
- (5) 労働安全衛生法
- (6) ボイラー及び圧力容器安全規則
- (7) 建築物の衛生的環境の確保に関する法律

(8) その他上記に記載のない各法令

3.2 頻度

各法令等に基づく頻度

3.3 留意事項

- (1) 電気事業法第 43 条第 1 項に定める事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を有資格者により実施すること
- (2) 専門業者等により公園内の低圧電路の絶縁状態を常時監視すること。
- (3) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第 4 節 棚田（いきものたんぼ）の管理

公園内の棚田（いきものたんぼ）において、近隣の小学校と連携して環境学習を実施している。指定管理者は、これらの企画・調整・運営・広報等を積極的に行うとともに、整地、耕作、草刈り、水施設の管理などの維持管理を適切に実施すること。なお、企画・調整・運営・広報等については、「Ⅱ-2 運営管理 5. 利用の増進及び住民参画の取り組み」を参照すること。なお、棚田での稲の栽培は行っていない。

① 適用範囲：棚田 80m²

② 頻度：適宜

第 5 節 施設修繕

施設の破損等の異常を発見したときは、日常的な維持管理に必要な修繕※¹を指定管理者が速やかに行う。大規模な修繕・改修※²が発生した場合は、指定管理者は応急処置により速やかに安全を確保したのち、県と協議のうえ修繕工事費負担区分を決定する。施設の耐用年数及び補修サイクルを補修の目安とする。

※ 1 日常的な維持管理に必要な修繕とは、「施設又は設備の劣化若しくは損傷分部又は機器の性能若しくは機能を実質上支障のない状態まで回復させることとし、消耗品の交換を含むもの」とする。いわゆる小規模修繕のこと。

※ 2 大規模修繕・改修とは、日常的な維持管理に必要な修繕業務の範囲を超える修繕のこと。

3. 占用施設の取扱い

占用施設は占用者が管理を行うこととし、県に確認の上、施設の管理区分を把握すること。占用施設の異常等が発見した時は、公園利用者の安全を確保すると共に、占用者及び県に連絡する。

4. 清掃

清掃範囲については、資料編「清掃区域図」を参照すること。

第1節 建築物等清掃

1.1 管理事務所（淡路島公園内）

- (1) 頻 度：日常清掃 1回以上/日 定期清掃 2回以上/年
- (2) 内 容：利用者に不快感を与えないよう、施設環境を良好に保つため、壁、床、ドア等の日常清掃及びワックスがけ、窓拭き等必要な定期清掃を行う。

1.2 便所

- (1) 頻 度：2回以上/週（森の広場内）
- (2) 内 容：利用者に不快感を与えないよう、汚物の処理、洗剤を使つての便器、手洗い、壁、床、ドア等の清掃及びトイレトペーパー、消毒液、脱臭剤等の補充を行う。また、定期的に施設の消毒及び汲み取りを実施すること。

1.3 工作物清掃

- (1) 適用範囲：公園全域の工作物
- (2) 頻 度：利用状況に応じて適切な頻度で管理を行うこと。
- (3) 方 法：工作物の掃き掃除及び周辺のゴミ拾いを実施する。必要に応じてベンチなどの拭き掃除も行う。また定期的に、四阿や展望台等周辺のくもの巣除去などの作業も適宜実施し、工作物の良好な状態を維持する。

第2節 園内清掃

2.1 園内清掃

- (1) 適用範囲：公園全域（資料編「清掃区域図」参照）

面 積：

森の広場（木チップ舗装） 700 m ²	森の広場（芝生地） 3,850 m ²	森の広場（草地） 700 m ²
樹林地 350,000 m ²	建物 230 m ²	駐車場 1,100 m ²
エントランス（芝生地）150 m ²	法面 5,100 m ²	水域 288 m ²
園路 15,870 m ²	棚田 80 m ²	

- (2) 頻 度：利用状況に応じて適宜

- (3) 方 法：

① 園内清掃

園内の紙屑、空カン、ビン、落葉、枯枝等の不要物を収集、所定箇所へ運搬して分類を行う。清掃及びゴミの集積回数は、公園利用状況に応じ利用者に不快感を与えないように常にきれいな状態を維持できるよう設定すること。

県の指導がある場合は、これに従うこと。

なお、このうち落葉等の有機物については、樹木等の根元に集め、植栽地の表土保護として利用すること。

② ゴミ処分

ゴミの運搬回数は、ゴミの量に応じて適切に行うこと。ゴミの処理については、関連法令等を遵守し、事業所系一般廃棄物として処分すること。

2.2 雨水排水施設清掃

- (1) 適用範囲：排水施設 開渠側溝、排水会所
- (2) 頻 度：梅雨前、台風時期、落葉期等適宜行う。
- (3) 方 法：排水機能に支障が無いよう、ゴミ、落ち葉等を適宜除去し、必要に応じて、泥上げ等の作業を行う。

Ⅱ-2 運営管理

1. 管理体制

1.1 職員の待機

指定管理者が毎事業年度開始前に作成する実施計画書で定める開園日・時間中は、緊急時等の連絡調整に必要な人員として最低1名を管理事務所に待機させ、常時連絡がとれる体制にしておくこと。

2. 安全巡視

2.1 パトロール

(1) 適用範囲：公園全域

(2) 方法：安全で快適な公園利用ができるように、日常及び定期的に巡視を行い、異常箇所が発見された場合は、速やかに補修や改修を行うとともに、補修等が完了するまでの間においても、確実な事故防止対策を講じること。
適切に公園が利用されているか、又は他の利用者の利用を妨げる行為、著しく迷惑となる行為が行われていないかなどに注意してパトロールを行うこと。
イベント等開催時や駐車場の混雑時には、必要に応じて警備を行うなど、安全確保に十分配慮すること。

2.2 救護

園内において人身事故、事件が発生した時は、指定管理者は現地に急行し事故者の保護に努め、事故・事件関係者の把握に努める。救護の必要があれば応急手当、消防・警察への通報、病院への搬送等、適切な措置をとるとともに、県に報告すること。また、病院、消防署、警察署、県との緊急時連絡体制を整えなければならない。

3. 利用の指導

3.1 施設利用方法の指導

園内施設等の利用方法の指導を行う。特に安全利用を重視し、危険行為や迷惑行為の防止を図る。

4. 利用の許可

4.1 行為の制限

兵庫県立都市公園条例施行規則第8条に基づき、都市公園法第7条第6号及び兵庫県立都市公園条例第4条第1項第4号、第5号の規定に基づく権限は、指定管理者が行うものとする。

5. 利用促進事業及び住民参画の取り組み

5.1 管理運営協議会

(1) 設置目的

県は平成 21 年度に、本緑地の資源である「淡路島らしい生物相を残す貴重な自然環境」「北淡路地域の立地特性や歴史・文化を伝える歴史・文化資源」、「北淡路地域の里地里山の人の暮らしの痕跡」を保全・活用し、県民のレクリエーションや健康増進、環境学習、地域学習、歴史・文化学習及び市民ボランティア活動等を活かした利用促進及び活性化を目指した運営管理を行うべく、石の寝屋緑地懇話会を設置した。その後、平成 24 年度に、淡路島公園管理運営協議会で蓄積した管理・運営・利活用等に係るノウハウを本緑地の管理運営にも活かすため、淡路島公園管理運営協議会と統合した。淡路島公園・あわじ石の寝屋緑地管理運営協議会では、淡路島公園に加え本緑地の管理運営に関する現状や課題を明確化すると共に、今後のあり方や具体的な推進方策について検討を行うこととしている。そのため、指定管理者は協議会事務局として以下事項を実践し、淡路島公園と連携しながら管理運営協議会を主体的に運営すること。

- ①公園の活動に資する活動団体等に関連する情報や取組内容を共有し、それぞれの活動に協力、連携すること。

(2) 組織

①協議会の構成員について

学識経験者、関係団体等（淡路島観光協会）、活動団体（淡路島公園楽しもう会等）、民間事業者（(株)ニジゲンノモリ）、行政機関（兵庫県、淡路市、淡路市教育委員会）、指定管理者等、多岐にわたる参画とすること。

②その他

必要に応じて、部会を設置する。

(3) 協議会の役割

- 1. 協議会は、次に掲げる事項を協議し、管理運営業務に反映させていくものとする。

- ①公園の管理運営に関すること。
- ②住民の参画と協働への具体的方策に関すること。
- ③その他、設置目的に関すること。

- 2. 前項のほか、協議会は公園利活用に資するボランティア等の市民活動を支援する。

(4) 指定管理者の役割及び開催に係る留意事項

- ・指定管理者は協議会の事務局として、日程調整、企画・運営、連絡調整等のコーディネートを行うこと。
- ・年 2 回程度開催すること。また、必要に応じ部会を開催すること。
- ・会議の運営に係る費用は、指定管理者（事務局）が負担すること。

5.2 利用者及び住民の参画

県民が公園に求めるものを的確に把握し、それらに対応して公園の魅力を高めることに努め、県民の参画と協働の機会を増やし、多くの県民に公園と関わってもらうことによ

って親しみある公園と認識されるように努めること。

(1) 指定管理者は、園内の資源等を活かした利用プログラムを積極的に企画・開催し、利用の促進を図ること。

(2) また、協議会等や地域活動団体からの企画・提案によるイベントに対しても柔軟かつ積極的に対応し協力すること。

(3) 淡路島公園と連携して、「淡路島公園・あわじ石の寝屋緑地管理運営協議会」を主体的に運営すること。

(4) 上記 (1) ～ (3) のイベント等が円滑に行えるよう、管理運営協議会事務局として関係機関等と協議調整しながら、管理・運営体制を整えていくこと。

5.3 利用促進事業

指定管理者は、公園に対する県民のニーズを的確に把握したうえで、公園の魅力を高め、県民の参画と協働の公園づくりに資する利用促進事業（指定管理業務の一環で行う、参画と協働又は、利用を促すプログラム・イベントであって、支出が収入を上回る事業）を積極的に実施すること。

指定管理者主催のイベントのほか、地域住民やボランティアによる自主イベントを受け入れ、県民の自己実現の場を提供するなど、地域一体となった利活用の推進に努めること。

5.4 広報活動

本公園の利活用を促進するため、以下により広報活動に努めること。

(1) 内 容：

- ① 公園の存在、内容を知らせる。
- ② 公園で行われる催しを知らせる。
- ③ 休園日・利用時間・利用方法を知らせる。
- ④ 施設の案内・宣伝

(2) 方 法：パンフレット、ホームページ、SNS、新聞、雑誌、イベント等

Ⅱ-3 緊急時の対応

1. 災害・事故への対応

公園施設を常に良好な状態に保ち、気象情報等に注意して災害の未然防止、被災の最小化に努め、災害発生時においては、適切かつ迅速な対応を行う。

1.1 災害への対応

(1) 防災対策マニュアルの策定

台風、豪雨、地震、津波、火災などの緊急時に適切かつ円滑な対応を行うため、防災対策マニュアルを県の承認を得て策定し、緊急時には基本的にこのマニュアルに基づき行動すること。

(内容)

防災体制、連絡体制、職員行動計画、二次災害の防止など

(2) 災害時の措置

- ① 県又は公園緑地課から発令される指令・指示に従うものとする。
- ② 緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握し速やかに点検結果をとりまとめ、公園緑地課管理班に報告すること。災害予算等の資料作成等に協力を行うこと。
- ③ 人命の安全確保を優先し、二次災害の防止に努める。
- ④ 二次災害の防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、管理運営上支障が生じる可能性がある場合には、あらかじめ県の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- ⑤ 前項の場合においては、そのとった措置の内容を県に直ちに報告しなければならない。

(3) 災害復旧

- ① 危険回避のために必要な場合は最低限の範囲で速やかに応急対応を行うこと。
- ② 災害復旧のための実施協力を行うこと。

1.2 事故への対応

(1) 事故対策マニュアルの策定

事故、急病・けが、危険生物（マムシ、スズメバチ類の針傷等）への対応、事件等が起こった場合に、適切かつ速やかな対応を行うため、あらかじめ事故対策マニュアルを県の承認を得て策定する。

(内容) 人命の安全確保を優先、連絡体制、職員行動計画等

(2) 事故時の措置

- ① 事件が発生したときは、直ちにその状況を把握し、人命の安全を優先した最善の措置をとらなければならない。
- ② 事故防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、管理運営上支障が生じる可能性がある場合には、あらかじめ県の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限り

ではない。

③重大な事故（公園施設に起因する 30 日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生する事故）については、必ず県に報告、その他の事故については適宜報告する。

④前項の場合においては、そのとった措置の内容を県に直ちに報告しなければならない。

1.3 訓練・予防

- (1) 緊急時に際して適切、円滑に行動することができるよう、防災訓練、消火訓練、人命救助訓練等を行うものとする。
- (2) たき火等の危険行為に対しての注意の喚起等、災害・事故の予防対策を講じる。

2. 警備

防犯、火災監視、設備監視のため、管理事務所等の該当施設の夜間及び休業日の警備を行うこととして、警備実施計画を県へ報告すること。

3. 損害保険への加入

3.1 第三者損害保険への加入

事故の原因が公園施設そのものの欠陥の場合は県の責任となるが、管理の瑕疵による場合は、指定管理者の責任になるので、下記と同等以上の損害賠償保険に加入すること。

また、施設の利用者に対しては、事故を防止する対策を求めるとともに、施設の機能や性能を考慮し、都市公園の管理上、指定管理者が必要と判断する場合には、損害保険の加入を義務づけることとする。

（内容）公園等総合責任賠償責任保険

対人賠償 1 人につき 1 億円 1 事故につき 3 億円

対物賠償 1 事故当たり 500 万円

Ⅲ その他

1. 県への報告

1.1 報 告

- (1) 指定管理業務開始に先立ち、園内及び公園施設の確認を行い、管理水準書（資料編）等との異同等現状を県に報告する。
- (2) 入園者数及び利用状況を県に報告する。
- (3) 各報告事項は、所定の様式に基づき作成し、県に提出する。

① 日報

利用状況、維持管理作業等の状況について、日報を記録し、県の求めに応じ報告できるように整理を行う。

② 月報

入園者数の利用状況及び維持管理作業状況を所定の様式に基づき報告、提出すること。

③ 年報

上記を月別にまとめたものを報告、提出する。

④ 日入園者数の把握

駐車台数や必要に応じ目視による調査を行うことにより、入園者数を把握すること。

⑤ 利用者満足度調査

公園に対する県民ニーズを的確に把握し、県民サービスの向上に生かすため、利用者満足度調査を実施する。その結果を自己評価に反映すること。

【年間目標調査数】

- ・公園利用アンケート：合計 200 人程度（通年）
- ・イベントアンケート：合計 200 人程度（利用促進事業）

（原則 2 回以上：春、秋のイベントで各 1 回以上）

⑥ 自己評価

毎年度、管理運営に関する自己評価を実施、県に報告する。

⑦ 苦情、要望等の特別な事項については県へ報告する。

⑧ 利用促進事業の内容及び収支について報告する。

⑨ 収益事業の収益を指定管理業務に充当している場合は、内容及び収支を県に報告する。

2. 県への損害賠償

2.1 損害賠償

指定管理者が業務遂行に当たり、県に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

3. 指定管理業務以外の業務

3.1 収益事業

指定管理者は、指定管理業務以外で、収益事業（利用促進事業に該当しない都市公園法及び兵庫県立都市公園条例で認められた範囲で、指定管理者が知事の許可を得て公園内において自らの責任で行う事業）を行うことができる。